



運転免許証を自主返納 される方を支援します



～高齢者運転免許証自主返納支援事業～

近年、高齢者のドライバーが加害者となる交通事故が増加しています。一方、「最近運転に自信がなくなってきた、でも移動が不便になるし免許証を手放すことはできない」といった方が多くいらっしゃいます。そこで亀岡市では、高齢者事故を防止し安全安心な生活を送っていただくことを目的に、高齢者が免許証を自主返納していただくきっかけづくりとして「高齢者運転免許証自主返納支援事業」を実施しています。ぜひ、この機会にご検討下さい。



対象

- ① 亀岡市内に住所があり、免許証を返納される時点で満70歳以上の方(自主返納をした時点)
 - ② 全ての運転免許証(注1)を自主的に返納された方
 - ③ 返納した日から起算して1年以内に支援制度の申請をされた方
- * ①～③すべてを満たしている方が対象となります。
* 有効期限切れの運転免許証は、対象外です。
- (注1) 全ての運転免許証とは、原付免許を含む全ての免許証を指します。



手続き方法

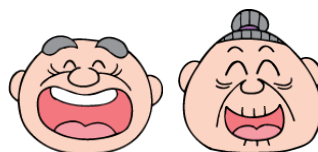
- ① 警察署窓口(亀岡警察署)、京都駅前運転免許更新センター
又は運転免許試験場のいずれかにおいて全ての運転免許証の
自主返納申請をして下さい。
- ② 亀岡市役所6階窓口(自治防災課)において
「高齢者運転免許証自主返納支援事業」の申請をして下さい。



支援内容

「敬老乗車券1冊」(20枚分)又は
「京都タクシー(株)利用カード」(5,000円分)
のいずれか一つ

手続きの詳細については、裏面をよくご確認ください。



問い合わせ先 亀岡市役所6階 自治防災課 電話 0771-25-6788